

※別添仕様書は、仕様内容の主な部分を抜粋したものであり、入札にあたっては、別途配布している入札説明書等をご確認のうえ、必要な手続きを行っていただくようお願いします。

入札説明書等は電子調達システム (<https://www.p-portal.go.jp>) から入手可能です。

令和 8 年度一般定期健康診断等検査業務仕様書

令和 8 年度一般定期健康診断等検査業務の実施に当たっては、契約書に定めるもののほかこの仕様書によるものとする。

1 業務の目的

職員の健康保持に必要な健康診断について、人事院規則 10-4（職員の保健及び安全保持）の規定等に基づき実施するものである。

2 健康診断等の種類

- (1) 一般定期健康診断
- (2) 特別定期健康診断
- (3) 情報機器作業従事者健康診断
- (4) 臨時の健康診断

3 対象機関及び実施場所

別紙 1 「健康診断等の対象機関及び実施場所」のとおり。

4 実施時期

別紙 2 「健康診断等の実施時期」のとおり。

実施時期等の詳細については、契約締結後速やかに東海農政局総務課（以下「総務課」という。）と受注者が協議して決定するものとする。

5 検査項目及び受診予定者数

別紙 3 「検査項目及び受診予定者数」のとおり。

当該数量については、あくまでも予定人数であり、発注数量を確約するものではないので注意すること。

6 実施方法及び留意事項

- (1) 検査に当たっては、常に正確な結果が出るよう点検整備等を行った検査機器を使用するものとする。
- (2) 受注者は、検査を効率的に行うために必要な医師、看護師、X線技師等を派遣すること。
また、医師、看護師、X線技師等は法令に準拠した有資格者であって、法令を遵守し、正確、親切を旨とし、検査に必要な人員を十分確保して健康診断を行うこと。
- (3) 検査の準備及び当日の対応
 - ① 総務課は、検査を実施する約 30 日前を目処として受診者毎に希望する検査項目を記載した名簿を受注者に提出する。
 - ② 受注者は、上記①の名簿に基づき、検査に必要な問診票等の書類及び検査の検体を採取する器材を準備し、受診者毎に封入し、検査の約 14 日前までに、別紙 1 「健康診断等の対象機関及び実施場所」に記載した受診者の所属する対象機関に送付すること。
 - ③ 検査当日は、問診、検査に必要な医師及び受付担当者 1 名以上を配置すること。
 - ④ 受注者は、検診会場の設営にあたっては、衝立、カーテン等を設置する等、受診者へのプライバシーへの配慮をできる限り行うこと。
- (4) 撮影した X 線フィルムの読影及び心電図の波形診断は、受注者の責任において

医師による再確認を行うこと。

(5) 各種情報等の取扱い

検査結果や検査項目等の個人情報の管理については、受注者において十分注意して取り扱うものとし、個人情報保護法に基づき適正に管理すること。

7 検査結果等の提出時期及び部数等

別紙4「検査結果等の提出時期及び部数等」のとおり。ただし、緊急に精密検査又は治療を必要とする異常所見が認められた受診者があった場合は、適宜の報告書及び当該異常所見に係る受診者の健康診断結果資料等により、速やかに総務課へ報告すること。

8 環境負荷低減に向けた取組

(1) 環境関係法令の遵守

受注者は、業務の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。なお、本業務の実施に関連すると考えられる主な法令の例を次に掲げる。

- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性に確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

(2) 環境関係法令の遵守以外の事項

受注者は、役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、事業の最終報告時に様式を用いて、以下の取組に努めたことを、環境負荷低減のみどりチェック実施状況報告書として提出すること。なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～ウの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

(ア)環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

(イ)エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

(ウ)みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

9 その他

(1) 本業務の実施に当たっては、関係条例を遵守し、事故及び災害の防止に万全を期すものとする。

なお、レントゲン車両等検診に必要な車両の搬出入により交通事故が発生したときは、受注者において、賠償、修繕又は弁償を行うものとする。

(2) 本仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

別紙1 「健康診断等の対象機関及び実施場所」

対 象 機 関	問 診 票 等 の 送 付 先	所 属	実施場所
東海農政局	〒460-8516 名古屋市中区三の丸 2-6-2 (総務課) (※1)	企画調整室、総務課、会計課、 消費・安全部、生産部、経営・事業 支援部、農村振興部、統計部	名古屋第4地方合同庁舎
	〒466-0857 名古屋市昭和区安田通4-8 (地方参事官室)	愛知県拠点	名古屋第4地方合同庁舎又 は東海農政局安田庁舎
	〒500-8288 岐阜市中鶉2-26 (地方参事官室)	岐阜県拠点	東海農政局 岐阜市庁舎
	〒514-0006 津市広明町415-1 (地方参事官室)	三重県拠点	東海農政局 津市庁舎
木曾川水系土地改良調査管 理事務所	〒466-0857 名古屋市昭和区安田通4-8 (庶務課)	木曾川水系土地改良調査管理事務所	名古屋第4地方合同庁舎又 は東海農政局安田庁舎
	〒484-0082 愛知県犬山市大字犬山字北古券	木曾川水系土地改良調査管理事務所 犬山頭首工管理所	
土地改良技術事務所	〒460-0001 名古屋市中区三の丸1-2-2 名古屋農林総合庁舎2号館 (庶務課)	—	名古屋第4地方合同庁舎
新濃尾農地防災事業所	〒491-0903 一宮市八幡5-1-14 (庶務課)	新濃尾農地防災事業所	名古屋第4地方合同庁舎又 は東海農政局安田庁舎
矢作川総合第二期農地防災 事業所	〒466-0065 安城市大東町22-16 (庶務課)	矢作川総合第二期農地防災事業所	
	〒471-0054 愛知県豊田市天王町6-86	矢作川総合第二期農地防災事業所 豊田支所	
	〒444-0115 愛知県額田郡幸田町大字荻字荒子 72-2	矢作川総合第二期農地防災事業所 南部支所	
西濃用水第三期農業水利事 業所	〒471-0833 愛知県豊田市山之手5-73-1 山之手ビル6階 (庶務係)	矢作川総合第二期農地防災事業所 明治用水頭首工復旧建設所	名古屋第4地方合同庁舎又 は東海農政局岐阜市庁舎
	〒503-0917 岐阜県大垣市神田町1-1 弘光舎ビル7階 (庶務課)	—	
上記実施場所を受診できなかった者を対象とする。			受注者の医療施設等 (※2)
(※1) 東海農政局本局は令和8年5月7日に名古屋農林総合庁舎1号館(名古屋市中区三の丸1-2-2)から名古屋第4地方合同庁舎(名古屋市中区三の丸2-6-2)に移転予定 (※2) 名古屋第4地方合同庁舎から徒歩及び公共交通機関の利用により、片道1時間程度以内に所在すること。 (受注者の直営の有無は問わない。)			

別紙2 「健康診断等の実施時期」

実施場所	名古屋第4地方合同庁舎	東海農政局安田庁舎	東海農政局岐阜市庁舎	東海農政局津市庁舎	受注者の医療施設等
住所	名古屋市中区三の丸2-6-2	名古屋市昭和区安田通4-8	岐阜市中鶉2-26	津市広明町415-1	名古屋第4地方合同庁舎から徒歩及び公共交通機関の利用により、片道1時間程度以内に所在すること。(受注者の直営の有無は問わない。)
電話番号	東海農政局(総務課) 052-223-4612	愛知県拠点(地方参事官室) 052-763-4492	岐阜県拠点(地方参事官室) 058-271-4044	三重県拠点(地方参事官室) 059-228-3151	
健康診断等の実施時期	一般定期健康診断	契約締結日から令和8年9月までのうち8日間	契約締結日から令和8年9月までのうち1日間	契約締結日から令和8年9月までのうち2日間	契約締結日から令和8年9月までのうち2日間
	特別定期健康診断(第1回)	一般定期健康診断と併せて実施(1日間)	—	—	—
	特別定期健康診断(第2回)	令和8年12月から令和9年2月までのうち1日間(情報機器作業従事者健康診断と同日実施)	—	—	—
	情報機器作業従事者健康診断	令和8年12月から令和9年2月までのうち1日間(特別健康診断(第2回)と同日実施)	令和8年12月から令和9年2月までのうち1日間	令和8年12月から令和9年2月までのうち1日間	令和8年12月から令和9年2月までのうち1日間
	臨時の健康診断	契約締結日から令和9年3月12日まで 原則として、受注者の医療施設で実施			
検査時間	原則8:30~12:00(1日当たり)				
備考	①検査の実施日は、発注者と受注者が協議して決定する。 ②一般定期健康診断は、極力早い時期に実施できるよう努めること。(実施日は連続しなくてもかまわない。)				

別紙3 「検査項目及び受診予定者数」

検査項目	内 容	予 定 人 数 (全 体)	予 定 人 数 (全 体) の 内 訳										備 考
			東海農政局				木曾川水 系土地改良 調査管理事務所	土地改良 技術事務所	新濃尾農 地防災事 業所	矢作川総 合二期農 地防災事 業所	西濃用水 第三期農 業水利事 業所		
			名古屋第 4地方合 同庁舎	東海農政 局安田庁 舎	東海農政 局岐阜市 庁舎	東海農政 局津市庁 舎	名古屋第 4地方合 同庁舎又 は東海農 政局安田 庁舎	名古屋第 4地方合 同庁舎	名古屋第 4地方合 同庁舎又 は東海農 政局安田 庁舎	名古屋第 4地方合 同庁舎は 東海農政 局安田庁 舎	名古屋第 4地方合 同庁舎又 は東海農 政局岐阜 市庁舎		
【一般定期健康診断】													
医師による問診	自覚症状、他覚症状、既往歴、喫煙歴の問診	557	346	8	29	34	36	20	30	39	15		
身長・体重・肥満度・腹囲の測定	身長・体重・BMIによる肥満度・腹囲	557	346	8	29	34	36	20	30	39	15		
視力検査	遠目・近目・両目・乱視	557	346	8	29	34	36	20	30	39	15		
聴力検査	両耳1000HZ・4000HZ	557	346	8	29	34	36	20	30	39	15		
胸部X線間接撮影	(10cm×10cm) 1枚	543	342	8	29	34	36	20	20	39	15	検診車及び受注者の医療施設	
血圧測定	血圧	557	346	8	29	34	36	20	30	39	15		
尿検査	蛋白、糖、ウロビリノーゲン	557	346	8	29	34	36	20	30	39	15		
血液検査	肝機能検査 (GOT、GPT、γ-GPT)、血中脂質検査 (T-cho、HDL-cho、LDL-cho、TG)、貧血検査 (RBC、Hb、Ht、WBC)、腎機能検査 (BUN、UA、CRE)、血糖検査 (Glu、HbA1c)	431	273	6	25	31	27	19	20	19	11		
心電図検査	12誘導	422	268	6	25	31	26	19	20	16	11		
大腸がん検査	便潜血反応検査、2日法	392	244	6	25	31	23	16	20	16	11		
胃部検査	(10cm×10cm) 6枚	252	160	6	12	18	16	7	15	7	11	検診車及び受注者の医療施設	
喀痰細胞診検査		22	12	0	0	1	1	1	5	2	0		
前立腺ガン検査		113	75	4	6	11	4	4	5	2	2		
【婦人がん検診】													
子宮ガン検査	医師採取法	81	52	2	2	4	3	3	6	4	5	受注者の医療施設	
乳ガン検査	マンモグラフィ	52	31	2	1	2	3	4	3	1	5	(注1)	
乳ガン検査	エコー	40	30	0	0	1	1	1	3	4	0		
	注) 検査に当たり実施責任者として医師の派遣要												
【自動車運転職員】													(注2)
医師による問診	自覚症状等の検査 (頭痛、腰痛、胃症状等)	18	10	0	0	0	2	2	2	2	0		
眼の検査	視力	9	5	0	0	0	1	1	1	1	0	(注3)	
眼の検査	視野等	18	10	0	0	0	2	2	2	2	0		
聴器の検査	聴力等	9	5	0	0	0	1	1	1	1	0	(注3)	
平衡機能の検査		18	10	0	0	0	2	2	2	2	0		
胃腸の検査	医師の問診	18	10	0	0	0	2	2	2	2	0		
血圧の測定		9	5	0	0	0	1	1	1	1	0	(注3)	
上肢、頸部及び腰部の機能検査		18	10	0	0	0	2	2	2	2	0		
【情報機器作業従事者】													
医師による問診	(筋骨格系に関する検査) 上肢の運動機能、圧痛点等の検査	92	62	2	6	8	5	3	2	3	1		
情報機器作業従事者の視力検査	屈折、眼位、調節機能 (近点距離)	92	62	2	6	8	5	3	2	3	1		
一般視力検査	遠目、近目、両目、乱視	55	33	1	3	4	5	3	2	3	1	(注4)	
【長時間超過勤務者】													
血圧の測定		10	0	1	0	0	1	1	2	5	0		
尿中の蛋白及び糖の有無の検査		10	0	1	0	0	1	1	2	5	0		
血液検査	血中脂質検査 (T-cho、TG) 肝機能検査 (GOT、GPT、総ビリルビン) 貧血検査 (RBC、Hb、Ht、WBC)	10	0	1	0	0	1	1	2	5	0		
問診等		10	0	1	0	0	1	1	2	5	0		

(注1) 受診者はいずれかを希望し、受注者の医療施設等で受診

(注2) 特別定期健康診断は年2回実施し、予定人数は延べ人数

(注3) 一般定期健康診断を受診した者は、1回目の検査は省略

(注4) 一般定期健康診断を受診していない者

別紙4「検査結果等の提出時期及び部数等」

健康診断等の種類	検査結果の様式・部数等	提出期限	提出先
一般定期健康診断	検査結果通知票（任意様式）・・・2部	検査終了後 30日以内 （※1）	総務課
	①発注者用（全ての受診者分）（1部）		
	②受診者本人用（受診者本人宛に封入したもの）（1部）	別紙1 対象機関	
	特定健康診査用データ（電子媒体）・・・1部 ①対象機関毎にまとめた検査結果データを、厚生労働省が指定するXML形式で記録したCD-ROM	10月31日 までの検査終了後 30日以内（※2）	総務課
特別定期健康診断（第1回）	特別健康診断個人票（※3）・・・2部 ①発注者用（受注者が検査結果を記載し、医師が記名押印したもの） ②受診者本人用（①の写しを受診者本人宛に封筒詰めしたもの）	検査終了後 30日以内	別紙1 対象機関
特別定期健康診断（第2回）	特別健康診断個人票（※3）・・・2部 ①発注者用（受注者が検査結果を記載し、医師が記名押印したもの） ②受診者本人用（①の写しを受診者本人宛に封筒詰めしたもの）	検査終了後 30日以内	
情報機器作業従事者健康診断	健康診断個人票（情報機器作業従事者健康診断）（※3）・・・2部 ①発注者用（受注者が検査結果（※4）を記載し、医師が記名押印したもの） ②受診者本人用（①の写しを受診者本人宛に封筒詰めしたもの）	検査終了後 30日以内	
臨時の健康診断	検査結果通知票（任意様式）・・・2部 ①発注者用（全ての受診者分） ②受診者本人用（受診者本人宛に封筒詰めしたもの）	検査終了後 30日以内 （3月実施分については別途協議）	

（※1）一般定期健康診断の検査結果通知票については、受診日が連続せず受診期間が長くなる場合には総務課と協議の上、一定の受診日で分割して報告すること。

（※2）一般定期健康診断の特定健康診査用データ（電子媒体）については、上記（※1）の場合であっても、10月31日までの検査終了後に提出すること。

（※3）特別健康診断個人票、健康診断個人票（情報機器作業従事者健康診断）は、発注者が指定する様式を使用すること。

（※4）一般定期健康診断受診者の視力検査の結果を情報機器作業従事者健康診断個人票に記載すること。

（※5）検査結果を提出する際には、納品書（任意様式）1部を作成し提出すること。

健康診断個人票（情報機器作業従事者健康診断）

受診日	NO
-----	----

※本人記入欄	所属部課	氏名	生年月日	(歳)
	眼鏡の使用状況	1. 使用せず 2. 時々使用（作業時、その他（ ）） 3. 常用		
	眼鏡の種類	1. 眼鏡 2. コンタクトレンズ	1. 近視 2. 遠視 3. 乱視	

診断所見	<input type="checkbox"/>	①目の症状
	<input type="checkbox"/>	②指・手・腕等の運動機能の異常、運動痛等の有無
	<input type="checkbox"/>	③筋、腱、関節（肩、肘、手首、指等） 頸部、腕部、背部、腰部等の圧痛、腫脹等の有無

視機能検査		5m視力	50cm視力	左	乱視	右	
	右眼	()	()			正常 乱視あり	
	左眼	()	()				
	両眼	()	()				
	<input type="checkbox"/>	屈折検査					
	<input type="checkbox"/>	眼位検査	1. 正位 2. () 斜位 3. () 斜視				
	<input type="checkbox"/>	近点距離検査	() cm				

管理区分	A 異常なし B 差し支えなし C 要注意 D 要経過観察 E 要受診（専門医）	所見	
------	--	----	--

医師氏名印	
-------	--

特別健康診断個人票

(その2)

氏名				大昭平	年	月	日生	男女							
所 属				所 属											
職務内容				職務内容											
検 診	年	月	日	年 齢	才	体 重	kg	検 診	年	月	日	年 齢	才	体 重	kg
検査項目	検 査 結 果				検査項目	検 査 結 果									
聴力 (右)	1000HZ , 4000HZ				聴力 (右)	1000HZ , 4000HZ									
聴力 (左)	1000HZ , 4000HZ				聴力 (左)	1000HZ , 4000HZ									
握力 (右)					握力 (右)										
握力 (左)					握力 (左)										
平衡機能					平衡機能										
5 m視力 (右)					5 m視力 (右)										
5 m視力 (左)					5 m視力 (左)										
血 圧	1回目	2回目			血 圧	1回目	2回目								
視野検査					視野検査										
輻輳等	/				輻輳等	/									
上肢、頸部及び腰部機能					上肢、頸部及び腰部機能										
病名	①				病名	①									
	②					②									
診断医の意見					診断医の意見										
診断医の所属氏名	印				診断医の所属氏名	印									
指導区分	生活規制の面	① A B C D	医療の面	① 1 2 3	指導区分	生活規制の面	① A B C D	医療の面	① 1 2 3						
		② A B C D		② 1 2 3			② A B C D		② 1 2 3						
管理医の所属氏名	印				管理医の所属氏名	印									
事後処置					事後処置										
経過観察					経過観察										
その他					その他										

みどりチェック実施状況報告書

事業名	
事業者名	
担当者・連絡先	

以下のア～ウの取組について、実施状況を報告します。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・対象となる物品の輸送に当たり、燃料消費を少なくするよう検討する（もしくはそのような工夫を行っている配送業者と連携する）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・対象となる物品の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・農林水産物や加工食品を使用する場合には、農薬等を適正に使用して（農薬の使用基準等を遵守して）作られたものを調達することに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用可能なものを調達することに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由
（ ）

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に消費する電気・ガス・ガソリン等のエネルギーについて、帳簿への記載や伝票の保存等により、使用量・使用料金の記録に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、不要な照明の消灯やエンジン停止に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、基準となる室温を決めたり、必要以上の冷暖房、保温を行わない等、適切な温度管理に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用する車両・機械等が効果的に機能を発揮できるよう、定期的な点検や破損があった場合は補修等に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・夏期のクールビズや冬期のウォームビズの実施に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由
（ ）

ウ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・「環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）チェックシート解説書 一民間事業者・自治体等編」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・従業員等向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニュアル等に整理する。また、定期的な研修などを実施するように努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・資機材や作業機械・設備が異常な動作などを起こさないよう、定期的な点検や補修などに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・作業現場における作業空間内の工具や資材の整理などを行い、安全に作業を行えるスペースを確保する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・労災保険等の補償措置を備えるよう努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由
（ ）